

滋賀県立

聴覚障害者センター

だより



— 78号 —

発行日 / 平成 27 年 7 月 10 日
発行所 / 草津市大路 2 丁目 11-33
TEL 077-561-6111
077-561-6133
HP <http://www.shigajou.or.jp>
Blog <http://shigajou.blog.eonet.jp>

特定非営利活動法人

全国聴覚障害者情報提供施設協議会

平成27年度総会および第11回施設大会

平成27年6月3日(水)～4日(木)
JR湯田温泉にある西の雅 常磐(山口市)で行われた特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会(主催)の2015年度全国聴覚障害者情報提供施設協議会総会および第11回全国聴覚障害者情報提供施設大会に参加してきました。

今年度からは新たに宮城県聴覚障害者センター、あいち聴覚障害者センター、京都府聴覚言語障害者センターの3施設が加わり50施設となり、参加者は、49施設から87名参加がありました。
1日目はまず、総会が執り行われ、挨拶、議長就任、議事録署名人選任、新入会施設の紹介の後、議事採択が執

り行われ、議事はすべて承認されました。

2014年度の事業報告においては、全国で聴覚障害者情報提供施設が未設置なのは北海道、秋田県、鳥取県、広島県であること。(北海道と広島県はオブザーバーで参加)映像制作にかかるとる著作権法改正後の取り組みとして、文化庁著作権課と協議を行い、円滑な事業実施に向けて今後も協議を続けていくこと。また、助成金を受けて「広域災害時の聴覚障害者への情報ネットワーク構築と支援のあり方研究事業」を実施し、成果として冊子を作成したこと等の報告がありました。

難聴者・中途失聴者に対する

事業の充実を

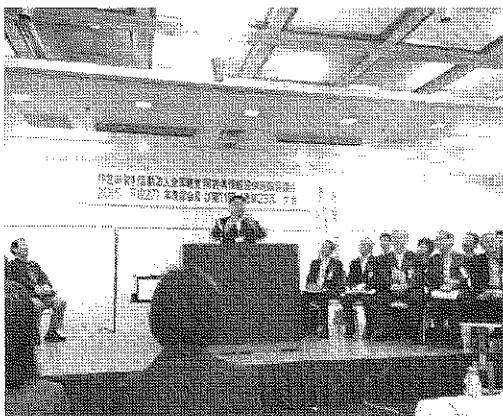
27年度の事業計画においては、昨年度に引き続き助成事業により「難聴者・中途失聴者の地域生活上のための支援のあり方に関する研究事業」に取り組むこと。引き続き各専門委員会活動における聴覚障害者向けソフト制作やコミュニケーション支援事業担当者研修会の実施および改正著作権法後の取り組みを推進することなどの提案がありました。

また、全国に情報提供施設が増える中、ブロック体制のあり方や、相談事業担当職員のネットワーク検討課題としてあげられました。

シンポジウム

「意志疎通支援事業の今後」

総会の後、第11回施設大会が行わ



総会での開会あいさつの様子

れました。石野理事長ら基調講演の後、シンポジウムがありました。厚生労働省社会援護局障害保険福祉部企画課自立支援振興室長の道舛(どうたい)氏、一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会理事長の新谷氏、一般財団法人全日本ろうあ連盟事務局の長久松氏がシンポジストとして「地域生活支援事業における意志疎通支援事業の今後」について話し合われました。障害者差別解消法の実施が迫り、「手話言語法」や「情報・コミュニケーション法」の取り組み、「きこえの健康支援センター」構想などがある中で、障害者総合支援法の見直しに向けて、意志疎通支援事業をどのように充実させていくか話し合われ、道舛氏からは個別給付についても触れられました。

これらの動きの中、充実した制度にするためには当事者団体の意見をどれだけ反映させるかまた、全国に情報提供施設が整備される中、施設の今後の役割を考えさせられました。

新たな体制でスタート

2日目はブロック会議の後、最後に、今回の総会において、理事の改選も行われ、全聴協協の理事長(当センター所長)および副理事長(神奈川)が交代し、新たな理事長に富山県の小中氏、副理事長に熊本県の小野氏が選出されました。

来年度は大阪で開催予定です。

「障害者差別解消法」をテーマに研修

登録手話通訳者・要約筆記者の合同研修会に90名

平成28年4月より、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が全面施行されます。それに先立ち、6月6日土曜日、滋賀県立男女参画センターにて、滋賀県登録手話通訳者と要約筆記者の合同

学習会を開催しました。講師には、滋賀県障害福祉課共生推進係の藤井孝賢氏を迎え、90名を超える登録者で会場は満員となり、用意されたパンフレットや資料に熱心に書き込む姿が見られました。

障害者差別解消法では、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者による、「障害を理由とする差別」を禁止すること、差別を解消するための「基本方針」、「対応要領」、「対応指針」を作成することを主に定めています。つまり、障害のある人への差別がなくなるよう、国や都道府県、市町村は、障害や障害のある人について、国民が理解を深められるような取組をしなければならぬということです。障害者差別解消法は、個人を罰則するものではありません。

講師からは、社会モデルの考え方に

よる差別の解消や、障害者から「こうしてほしい（社会的障壁の除去）」と言われた時の社会的義務、取り組みについて、わかりやすく説明がありました。

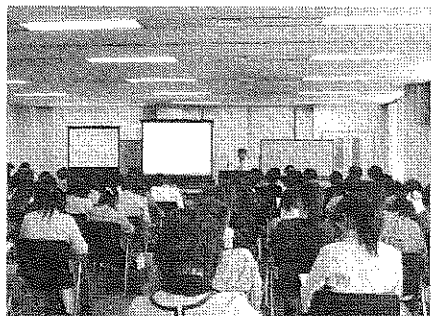
すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をこの法律は目的としています。どんな行為が差別的取扱いか、合理的配慮とは何なのか、迷いながら、また、迷う事を恐れず実現に向かっていこうという、講師の言葉が印象的でした。



活動者ら118名が参加

4月26日（日）草津市立サンサンホールにて、平成27年度健康管理講習会を実施しました。これは、手話通訳者や要約筆記者らが心身の健康状態をふりかえり、今後も健康に活動することを目的に毎年実施しているものです。今年は、活動者や聴覚障害団体関係者、行政職員の総勢118名が参加しました。

健康で生き生きと！



最新情報も盛り込んだ北原医師の講義

自分の健康を

振り返る機会に

検診医の滋賀医科大学の北原氏からは、頸肩腕検診の結果が報告されました。問診票（一次検診）の回収率は今回も8割を維持。二次検診が望まれる手話通訳者は31%、要約筆記者は23%でいずれも減

少しました。二次検診の結果としては、専任手話通訳者のA判定者が増え続けている一方で、B2・B3判定者の割合がやや高くなっていることが報告されました。また、繰り返しの学習の大切さを感じてくださる方が年々増え、「毎年自分を振り返れる、自分の体に問いかけたり、いたわったりするきっかけになる」「早く気付いて休むことが痛みの継続を防ぐことになると思った」などの感想が寄せられました。

体を動かして汗をかく

第二部



全身を動かしてリフレッシュ

「人間知恵の輪」で楽しくウォーミングアップをし、全身体操へ。爽やかな汗をかき、ほどよい疲れを感じていただけではないでしょうか。

健康管理の取り組みは、今年で10年目を迎えます。活動できるのは健康があつてこそ。10年の成果が楽しみです。

聴覚障害児及び保護者サポート事業 今年第1回目の「のびのびサロン」に21名が集う

平成24年度からスタートした「聴覚障害児及び保護者サポート事業」も今年で4年目となりました。平成26年度までは『赤い羽根共同募金会』の助成を受けて事業を実施してきましたが、同事業の必要性が認められたことから、今年度より県の事業として進めることになりました。

今年度も聴覚障害児の保護者を対象とした学習会とおしゃべり会の「のびのびサロン」を6回開催する予定です。その第1回目を6月7日、近江八幡市の県立婦人会館で開催しました。今回は、兵庫県聴覚障害者センターで言語聴覚士として勤務されている岡恵子氏にこれまでの経験を踏まえて、「きこえないこと、きこえにくいこととは？」をテーマにお話し頂きました。

また、その後のおしゃべり会では、子育てで感じていることを出し合いました。昨年参加された時は4か月の子どもさんが、現在は1歳数か月となっていて、その方の悩みや経験が今年初めて参加された1歳を満たない子どもさんたちにとっては良い参考となっていて、参加者同士の良い意味での情報交換ができています。

参加者のアンケートでは「毎回ためになることばかりです。すごいよかつ



講演に聞き入る参加者

たです。とにかく関わる関わりまくってコミュニケーションをとりたいと思います。」とありました。

この「のびのびサロン」だけでは十分おしゃべりができず、手話の学習の要望もでていきます。今後も集まる場を増やしていきたいという保護者の想いをサポートしていきたいと思っています。

「わかることで行動できる」 ～暮らしの情報講座を開催～

当センターでは、人工内耳装用者や難聴者を対象に日常生活に必要な知識や情報を学ぶ「暮らしの情報講座」を年2回開催しています。去る6月21日(日)には今年度1回目の講座を実施しました。参加者は18名でした。

この講座の開催にあたっては、滋賀県中途失聴難聴者協会と人工内耳友の会ACIT A 滋賀支部(瑠璃のびわこ)のみなさんと相談をさせていただき、日時・場所・内容を決めています。今回のテーマは「今日から始める節電・省エネ生活ー私たちができることー」としました。講師には、滋賀県地球温暖化防止活動推進センターの本江宗明推進員をお迎えしました。

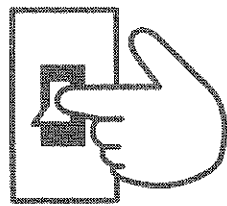
この事業の特徴は、きこえない・きこえにくいことに配慮した進め方と情報保障体制が整っていることです。例えば、パワーポイントの表示の仕方やその文字を読む時間を考えての進行。要約筆記や磁気誘導ループを用意して

います。講師にもそのことは事前にご理解をいただいた上でお願いしています。

そのことにより、日常ではどうしても聞こえにくさや進行の速さから情報から取り残される問題が解消され、十分にわかることで主体的に社会に参加することができそうです。参加者からも「今日まで節電しているつもりですが、まだまだ足りないところがありました。帰ったらコンセントを抜くように心がけたい。実行したい」との声がありました。

来々4月から障害者差別解消法が始まります。ちょっとした配慮をするだけで社会参加の幅は広がります。今後、この事業を通して、きこえない方の社会参加の一助になればと思います。

節電



「手話講座」の指導者養成の 取り組みから

土曜日開催が奏功

4月より手話指導者養成講座（入門編・基礎編）を月に1回、毎回土曜日の10時から4時まで開催しています。全5回の講座です。昨年度までは、平日の昼間に開催してきましたが、受講者が少なく、講師がなかなか増えないという問題を抱えていました。今年度は、土曜日開催ということで、受講者は30名を超え、ろう者、健聴者はほぼ同数となりました。当協会では市町より委託を受けて、手話奉仕員養成講座に講師を派遣しています。しかし、講師不足の状況がここ数年続いています。

人材不足を克服

その原因は、「講師の高齢化」「昼夜ともに講師活動ができる人材に限りがある」等ですが、それに加えて健聴講師の不足も明らかになっています。今までは、ろう講師のみで指導をしてきた奉仕員養成講座ですが、数年前より健聴講師とペアで指導を行うようになりました。そのため、講師養成が急務課題となっています。

また、昨年度よりテキストが新しくなりました。旧テキストでは、入門課程と基礎課程に分かれていましたが、新テキストでは、入門から基礎、そして会話ができるまでが含まれており、受講生がそれらを習得できる指導が求められています。また、講師は手話が音声日本語と違う文法を持つ言語であることを十分理解する必要があります。ろう者の暮らしの実状や社会的障壁についての理解や対応などを教える力があるかが重要です。講師は手話の技術を教えるだけではないということを頭に入れて進めています。

モニター生による模擬講座

テキストに沿った指導はもちろんのこと実際の講座で起こる戸惑いを少しでも減らすために、6月27日には模擬講座を行いました。これはモニター生の協力を得て実際に指導をして経験するものです。

受講終了後は、講師の資質を維持するため、当協会に講師として登録していただき、講師活動を拡大していきたいと思えます。

講師資格制度の確立など

今後の課題は、質の高い意思疎通支援者を養成するためには、手話奉仕員養成や手話通訳者養成カリキュラムに合わせた、講師養成カリキュラムの確立、講師資格制度の確立、講師研修の保障など解決すべきなど課題が山積みです。

きこえの福祉講座を終えて ～高島市会場～

6月20日（土）、高島市安曇川公民館にて、今年度第1回きこえの福祉講座を開催しました。同会場での開催は昨年に引き続き2回目です。参加者は9名で、聞こえに不自由を感じている方7名と付き添いの2名でした。

講座は、難聴者協会の町田氏による「なぜ、聞こえにくいのか、どんな聞こえ方で困るのか」をテーマにした講義、同協会の島田さんの日常生活での聞こえからくる不便さや補聴器の活用方法などの体験発表があり、そのあと、活発な質疑応答が交わされました。参加者は、手帳保持者から軽度だが聞こえに不安、不便を感じている人など難聴の程度は様々で、聴力だけの問題ではなく、周囲との関係に大きな不満を抱えている人も見受けられました。

講義中は、磁気誘導ループの環境のなかでの補聴器【Tコイル】の試聴があり、クリアな聞こえに驚く方もおられました。参加者のうち5名が聴力検査を希望され、少ない時間でしたが、自身の聞こえの状態を訴えられました。なかでも、「どうすれば聴力が改善されるか」を求めている方が少なくありません。しかし、当事者だけではなく、周囲の理解、配慮の有無が重要で、全体への啓発の意味も込め今後の講座を開催していきたいと思えます。

タツノオトシゴ

88歳の母は耳が遠い。電話を嫌がり始めた数年前に、メールの方法を覚えてもらった。諸事情で母の手元には「ガラケー」が届いた。自分の意志とは関わらず娘や孫たちに空メールや無言電話をかけてしまうなどを繰り返して、母はメールの方法を覚え漢字変換もこなせるようになった。周囲からはパンダ扱いされているが、母の世界が広がったと思う。

補聴器をはずしているときは、大きな声と身振りで伝わるが、ヒソヒソ話はできない。こんな時は筆談ボードの出番である。先日、入院した母に、「担当医がヒトではない何かに似ているね」と書いた。母は小声で「マンガに出てくる何かだ」と答えた。しばらくして私はまた書いた。「半魚人！」。同室の人に気兼ねした母は笑いを堪えていた。

(T・K)